

## (仮称) 旭川市工場立地法準則条例 (素案) について

### 1 条例制定の目的

条例制定により、工場立地法に規定される工場敷地内の土地利用の制限を国が定める範囲内で地域の実情に応じた緑地面積率等を緩和できるため、立地企業の積極的な設備投資を促進し、生産性の向上を図るとともに、新たな企業が立地しやすい環境を整備し、本市の産業振興と安定した雇用の維持・創出を図ることを目的とします。

### 2 (仮称) 旭川市工場立地法準則条例 (素案) の概要

準工業地域、工業・工業専用地域、市街化調整区域及び都市計画区域外の区域について、以下のとおり緑地面積率等を緩和します。

	区分	国の準則 (現行)	国の許容 する範囲	旭川市の基準(案)
環境施設面積率 (うち緑地面積率)	第一種区域 (住居・商業地域)	25%以上 (20%以上)	25~35%以上 (20~30%以上)	25%以上 (20%以上)
	第二種区域 (準工業地域)		15~30%以上 (10~25%以上)	<b>15%以上</b> <b>(10%以上)</b>
	第三種区域 (工業・工業専用地域)		10~25%以上 (5~20%以上)	<b>10%以上</b> <b>(5%以上)</b>
	第四種区域 (用途の定めのない地 域(市街化調整区域, 都市計画区域外))		10~25%以上 (5~20%以上)	<b>10%以上</b> <b>(5%以上)</b>
重複緑地算入率	市全域	25%以下	50%以下	<b>50%以下</b>

### 3 旭川市における特定工場の現状について

昭和49年に工場立地法が施行されて以降、旭川市に特定工場として届出があり現在も操業している工場は、令和6年11月末現在で41件あり、各区域に以下のとおり立地しています。

特定工場の用途地域別立地状況

区域	用途地域	特定工場
第一種区域	住居・商業	0
第二種区域	準工業	2
第三種区域	工業・工業専用	27
第四種区域	市街化調整区域等	12
合計		41

#### 4 緩和に伴う影響について

令和5年度版旭川市統計書において、市内の事業所数は14,016あり、製造業及び電気・ガス・熱供給・水道業は681事業所（全体の4.9%）そのうち、特定工場は41工場であり、全事業所対比では約0.3%となります。

現在の市内の特定工場の敷地面積の合計は約207haで市全体の面積の約0.3%です。さらに特定工場の緑地面積の合計は約35haで、市全体の面積の約0.05%であり、今回の条例制定による影響は極めて限定的なものとなります。

#### 5 工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的として昭和49年に施行され、一定規模以上の工場（特定工場）について新增設を行う際の生産施設や緑地・環境施設の敷地面積に対する割合等の基準が定められています。

##### (1) 特定工場の要件

業種： 製造業、電気・ガス・熱供給業（水力・地熱・太陽光発電所は除く）

規模： 敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積3,000㎡以上

##### (2) 主な規制内容（現行）

区 域		市内全域（一律）
	緑地※1面積率	20%以上
	環境施設※2面積率 （緑地を含む）	25%以上
	重複緑地※3算入率 （緑地面積に算入できる重複緑地の割合）	25%以下

※1「緑地」… 芝生、樹木、花壇などで緑化した土地や建物屋上など

※2「環境施設」… 緑地のほか、噴水、広場、運動場、太陽光パネルなど

※3「重複緑地」… 屋上庭園、壁面緑化、緑化駐車場など